

用地調査等業務費積算基準 新旧対照表（令和元年10月1日改正）

赤字下線：今回改正箇所

現 行						改 正 後							
(別表) 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表						(別表) 設 計 数 量 表 示 単 位 一 覧 表							
区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考	区 分	種 別	細 別	単 位	数 位	備 考		
共 通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。	共 通	打合せ協議		業務	1	中間打合せの回数は各区分ごとに記載の標準回数を参照のこと。		
	作業計画の策定		業務	1			作業計画の策定		業務	1			
土 地 の 登 記 記 録 等 の 調 査	地図転写		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。	土 地 の 登 記 記 録 等 の 調 査	地図転写		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。		
	地積測量図転写		m ²	100			地積測量図転写		m ²	100			
	土地の登記記録の調査		m ²	100			土地の登記記録の調査		m ²	100			
	建物の登記記録の調査		戸	1	建物の登記記録の調査			戸	1				
	権利者確認調査	当初		m ²	100		数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。	権利者確認調査	当初		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。
			追跡	人	1				追跡	人	1		
転写連続図作成			m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。	転写連続図作成			m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は数位を10m ² とする。		

現 行						改 正 後					
墓地 管理 者等 の調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		墓地 管理 者等 の調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	墓地管理者等の調査		使用者	1			墓地管理者等の調査		使用者	1	
土地 の利 用履 歴等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		土地 の利 用履 歴等 調 査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	法令関係資料の調査		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。		法令関係資料の調査		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 数位を10m ² と する。
	現況利用調査		m ²	100			現況利用調査		m ²	100	
	聞き取り等調査 (自治体)		機関	1			聞き取り等調査 (自治体)		機関	1	
	登記履歴調査・住宅地 図等調査		m ²	100			登記履歴調査・住宅地 図等調査		m ²	100	
	地形図等調査		m ²	100	地形図等調査			m ²	100		
	聞き取り等調査 (地元精通者)		m ²	100	聞き取り等調査 (地元精通者)			m ²	100		
	報告書作成		業務	1	報告書作成			業務	1		
建 物等 の	打合せ協議	中間打合せ	回	1		建 物等 の	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1	現地踏査			業 務	1		
	木造建物		棟	1	木造建物			棟	1		

現 行					改 正 後					
調 査	木造特殊建物		棟	1		木造特殊建物		棟	1	
	非木造建物		棟	1		非木造建物		棟	1	
	建物等の法令適合性の調査		棟	1		建物等の法令適合性の調査		棟	1	
	機械設備		事業所	1		機械設備		事業所	1	
	機械設備	見積	台	1		機械設備	見積	台	1	
	生産設備		設 備	1		生産設備		設 備	1	
	生産設備	見積	台	1		生産設備	見積	台	1	
	附帯工作物		戸	1		附帯工作物		戸	1	
	附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1		附帯工作物	工場等の敷地	箇 所	1	
	独立工作物		箇 所	1		独立工作物		箇 所	1	
	立竹木		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。	立竹木		m ²	100	数量が1000m ² 未満の場合は 數位を10m ² とする。
	庭園		箇 所	1		庭園		箇 所	1	
	墳墓等		m ²	1		墳墓等		m ²	1	
	建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1		建物等の残地移転要件の該当性の検討		権利者	1	
	照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1		照応建物の設計案の作成等	建物計画案の策定	案	1	
照応建物の設計案		案	1		照応建物の設計案		案	1		

現 行					改 正 後					
営業その他の調査		の作成					の作成			
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1	
	営業		事業所	1		営業		事業所	1	
	仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1		仮営業所設置	プレハブリース	事業所	1	
		賃貸物件	事業所	1			賃貸物件	事業所	1	
	居住者		世 帯	1		居住者		世 帯	1	
	動産	一般住家、農家住宅	戸	1		動産	一般住家、農家住宅	戸	1	
		店舗	店 舗	1			店舗	店 舗	1	
		事務所、工場、倉庫	事業所	1			事務所、工場、倉庫	事業所	1	
	その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1		その他通損	仮住居、借家人	世 帯	1	
		移転雑費	所有者	1			移転雑費	所有者	1	
その他	仮住居有	世 帯	1		その他	仮住居有	世 帯	1		
	仮住居無	世 帯	1			仮住居無	世 帯	1		
予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	予備調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1		現地踏査		業 務	1	
						関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1	

現 行					改 正 後					
移 転 工 法 案 の 検 討	敷地全体の配置		事業所	1		敷地全体の配置		事業所	1	
						<u>駐車場等の使用実態追加調査</u>		<u>回</u>	<u>1</u>	
	建物		棟	1		建物		棟	1	
	機械設備等		事業所	1		機械設備等		事業所	1	
	移転計画案の作成		事業所	1		移転計画案の作成		事業所	1	
	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1	
						<u>現地踏査</u>		<u>業務</u>	1	
	関係資料収集		権利者	1		関係資料収集		権利者	1	
	企業内容等の調査		事業所	1		企業内容等の調査		事業所	1	
	敷地使用実態の調査		<u>権利者</u>	1		敷地使用実態の調査		<u>事業所</u>	1	
	駐車場等の使用実態追加調査		回	1		駐車場等の使用実態追加調査		回	1	
	移転工法案の作成		<u>権利者</u>	1		移転工法案の作成		<u>事業所</u>	1	
	照応建物の詳細設計	図面作成費	枚	1		照応建物の詳細設計 <u>等</u>	図面作成費	枚	1	
	機械設備		事業所	1		機械設備		事業所	1	
機械設備	見積	台	1		機械設備	見積	台	1		
生産設備		設備	1		生産設備		設備	1		
生産設備	見積	台	1		生産設備	見積	台	1		

現 行						改 正 後					
事業認定申請書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		事業認定申請書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	現地調査等		業 務	1			現地調査等		業 務	1	
	資料の収集及び作成		業 務	1			資料の収集及び作成		業 務	1	
	調書等の作成		業 務	1			調書等の作成		業 務	1	
	添付図面作成		種 類	1			添付図面作成		種 類	1	
裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1		裁決申請図書の作成	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1			現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	
	裁決申請書(案)の作成		件	1			裁決申請書(案)等の作成		件	1	
	図面の作成	起業地表示図等	件	1			図面の作成	起業地表示図等	件	1	
		土地調書添付図面	筆	1				土地調書添付図面	筆	1	
その他参考図書の作成		件	1		その他参考図書の作成		件	1			
明渡裁決申立	打合せ協議	中間打合せ	回	1		明渡裁決申立	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査	物件有	件	1			現地踏査	物件有	件	1	
		物件無	件	1				物件無	件	1	
	資料の整理・検討		件	1			資料の整理・検討		件	1	

現 行					改 正 後							
図書の作成	明渡裁決申立書(案)の作成	物件有	件	1	明渡裁決申立書(案) <u>等</u> の作成	物件有	件	1	物件無	物件無	件	1
		物件無	件	1		物件無	件	1				
	図面の作成		件	1	図面の作成		件	1		件	1	
	その他参考図書の作成		件	1	その他参考図書の作成		件	1		件	1	
再算定業務	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1				
	現地踏査		権利者	1	現地踏査		権利者	1				
	営業(再調査・再算定)		事業所	1	営業(再調査・再算定)		事業所	1				
	仮営業所設置 (再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	仮営業所設置 (再調査・再算定)	プレハブリース	事業所	1	賃貸物件	事業所	1	
賃貸物件		事業所	1	事業所		1						
土地評価	打合せ協議	中間打合せ	回	1	打合せ協議	中間打合せ	回	1				
	現地踏査		業 務	1	現地踏査		業 務	1				
	地域区分及び標準地選定等		業 務	1	地域区分及び標準地選定等		業 務	1				
	標準地価格の算定		標準地	1	標準地価格の算定		標準地	1				
	各画地の評価格算定		100画地	1	各画地の評価格算定		100画地	1				
	残地補償金算定		100画地	1	残地補償金算定		100画地	1				
	評価格の調整		業 務	1	評価格の調整		業 務	1				

現 行						改 正 後					
補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		補償説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1			概況ヒアリング等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1				補償説明等B	権利者	1	
	説明資料の作成等	補償説明等A	権利者	1			説明資料の作成等	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1				補償説明等B	権利者	1	
	補償説明	補償説明等A	権利者	1			補償説明	補償説明等A	権利者	1	
		補償説明等B	権利者	1				補償説明等B	権利者	1	
消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1		消費税等調査	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	消費税等調査	営業調査有	事業者	1			消費税等調査	営業調査有	事業者	1	
		営業調査無	事業者	1				営業調査無	事業者	1	
事前調査・事後調査及び	打合せ協議	中間打合せ	回	1		事前調査・事後調査及び	打合せ協議	中間打合せ	回	1	
	現地踏査		業 務	1			現地踏査		業 務	1	
	事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1			事前調査	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1	
		区分所有建物	戸	1				区分所有建物	戸	1	
工作物		箇所	1		工作物	箇所		1			

現 行						改 正 後					
算定	事後調査（中間調査）	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1		事後調査（中間調査）	木造建物・木造特殊建物・非木造建物	棟	1		
		区分所有建物	戸	1			区分所有建物	戸	1		
		工作物	箇所	1			工作物	箇所	1		
	算定	木造建物・非木造建物	棟	1		算定	木造建物・非木造建物	棟	1		
		区分所有建物	戸	1			区分所有建物	戸	1		
		工作物	箇所	1			工作物	箇所	1		
費用負担説明	打合せ協議	中間打合せ	回	1		打合せ協議	中間打合せ	回	1		
	現地踏査		業務	1		現地踏査		業務	1		
	概況ヒアリング等		権利者	1		概況ヒアリング等		権利者	1		
	説明資料等の作成		権利者	1		説明資料等の作成		権利者	1		
	費用負担説明		権利者	1		費用負担説明		権利者	1		

現 行							改 正 後								
7 建物等の残地移転要件の該当性の検討 工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。							7 建物等の残地移転要件の該当性の検討 工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下、第9までにおいて「大規模工場等」という。）以外の建物等の残地移転要件の該当性の検討に必要となる、現況の敷地における建物等の位置関係、敷地利用の状況等の詳細な現地調査及び権利者等からの聞き取り調査を行ったうえで、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行い、有形的・機能的・法制的に有効な移転想定配置図及び有形的・機能的・法制的に検討を行った資料（検討概要書）を作成する（第9移転工法案の検討に該当するものを除く。）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表6-34により行うものとする。								
表6-34							表6-34								
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定						調 査	図面等	算 定		
建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人		建物等の残地移転要件の該当性の検討	権利者	技師 A	0.24	0.41	—	0.65人	
		技師 B	0.24	0.32	—	0.56人				技師 B	0.24	0.32	—	0.56人	
		技師 C	0.24	0.67	—	0.91人				技師 C	0.24	0.67	—	0.91人	
		技師 D	—	0.19	—	0.19人				技師 D	—	0.19	—	0.19人	
注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。							注1 建物以外の植栽、自動車の保管場所等のみが支障となり、残地がそれらの通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要がある場合においても、本表を適用することができるものとし、検討結果に基づき、直接支障とならない建物等の調査が必要と判断された場合には、別途建物等の調査を実施するものとする。								
注2 駐車場等の使用実態調査を時間ごとなどに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表9-5を加算することができるものとする。							注2 駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある業種については、表8-6を加算することができるものとする。								

現 行	改 正 後																																
<p>第8 予備調査</p> <p>予備調査は、大規模敷地等の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該大規模工場等の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略をあらかじめ把握するために行う調査とする。</p> <p>なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）については、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。 （留意点） 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表8-1</p> <table border="1" data-bbox="181 946 954 1106"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地踏査</td> <td rowspan="3">業 務 (権利者)</td> <td rowspan="3">-</td> <td>主任技師</td> <td>1.08人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>1.08人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>1.08人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>注 本表単位欄の業務は、原則として、大規模工場等1権利者を1発注で行うものとする。</u></p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務 (権利者)	-	主任技師	1.08人		技師 A	1.08人	技師 B	1.08人	<p>第8 予備調査</p> <p>予備調査は、大規模地等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査に先立ち企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される建物等の概算補償額を算定し、建物等の影響の範囲または宮崎県の土木事業の施行に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第28条に規程する通常妥当な移転先及び移転方法の認定に必要な予備的な調査とする。</p> <p>なお、本調査を行った建物等（機械設備、生産設備及び附帯工作物）については、第6建物等の調査に当たって次の点に留意すること。 （留意点） 建物等の調査のうち、建物、機械設備、生産設備及び附帯工作物については、予備調査の調査結果を貸与させるものとし、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表8-1</p> <table border="1" data-bbox="1178 946 1928 1106"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地踏査</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">-</td> <td>主任技師</td> <td>0.76人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.76人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.76人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 関係資料収集 関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。 <u>ただし、1事業所の予備調査を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表8-2の歩掛に表8-3の補正を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(参考) 1業務の直接人件費 = (単位当たり単価×補正率×権利者数)</u></p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務	-	主任技師	0.76人		技師 A	0.76人	技師 B	0.76人
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																												
現地踏査	業 務 (権利者)	-	主任技師	1.08人																													
			技師 A	1.08人																													
			技師 B	1.08人																													
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																												
現地踏査	業 務	-	主任技師	0.76人																													
			技師 A	0.76人																													
			技師 B	0.76人																													

現 行							改 正 後																																																						
<p>3 企業の内容等の調査 企業の内容等の調査は、<u>移転工法</u>の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-2により行うものとする。</p> <p>(1) 所在地、名称及び代表者名 (2) 業種及び製造（加工）品目 (3) 所有者又は占有者の組織及び他大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 (4) 財務状況 (5) <u>主たる原料及び製品の価格並びに販売（得意）先</u> (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの） (7) <u>移転工法</u>の検討に当たって関係する法令とその内容 (8) その他<u>移転工法</u>の検討に必要なと認められる事項</p>							表8-2																																																						
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係資料収集</td> <td>権利者</td> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>1.68人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人																																					
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																																								
関係資料収集	権利者	—	技師 B	1.68人																																																									
<p>4 企業内容等の調査 企業内容等の調査は、<u>移転計画案</u>の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-4により行うものとする。</p> <p>(1) 所在地、名称及び代表者名 (2) 業種及び製造、加工又は販売等の<u>主な品目</u> (3) 所有者又は占有者の組織及び他に大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 (4) 財務状況 (5) <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u> (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの） (7) <u>移転計画案</u>の検討に当たって関係する法令とその内容 (8) その他<u>移転計画案</u>の検討に必要なと認められる事項</p>							表8-3																																																						
							<table border="1"> <thead> <tr> <th>権利者数</th> <th>3未満</th> <th>3以上5未満</th> <th>5以上10未満</th> <th>10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td>1.00</td> <td>0.90</td> <td>0.80</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table>							権利者数	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上	補正率	1.00	0.90	0.80	0.70																																						
権利者数	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上																																																									
補正率	1.00	0.90	0.80	0.70																																																									
表8-2							表8-4																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">企業内容等の調査</td> <td rowspan="3">事業所（企業）</td> <td>技師 A</td> <td>0.81</td> <td>—</td> <td>0.81人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.81</td> <td>0.54</td> <td>1.35人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.81</td> <td>1.08</td> <td>1.89人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							職 種	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	企業内容等の調査	事業所（企業）	技師 A	0.81	—	0.81人		技師 B	0.81	0.54	1.35人		技師 C	0.81	1.08	1.89人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">企業内容等の調査</td> <td rowspan="3">事業所（企業）</td> <td>技師 A</td> <td>0.70</td> <td>0.35</td> <td>1.05人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>1.30人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.70</td> <td>0.92</td> <td>1.62人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	企業内容等の調査	事業所（企業）	技師 A	0.70	0.35	1.05人		技師 B	0.70	0.60	1.30人		技師 C	0.70	0.92	1.62人	
職 種	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																							
企業内容等の調査	事業所（企業）	技師 A	0.81	—	0.81人																																																								
		技師 B	0.81	0.54	1.35人																																																								
		技師 C	0.81	1.08	1.89人																																																								
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																							
企業内容等の調査	事業所（企業）	技師 A	0.70	0.35	1.05人																																																								
		技師 B	0.70	0.60	1.30人																																																								
		技師 C	0.70	0.92	1.62人																																																								
<p>注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。</p>							<p>注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。</p>																																																						

現 行	改 正 後
<p>4 敷地使用実態の調査 敷地使用実態の調査とは、<u>敷地面積、土地の取得等の範囲及び面積、用途地域及び公法上の規制、工場立地法に基づく緑地の位置及び面積、敷地内に存する各建物の位置、構造、階数等、機械設備、生産設備、附帯工作物並びに敷地の使用実態（駐車場等の位置及び収容台数、原材料、製品等の置場及び品目数量、その他）等</u>を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表8-3</u>により行うものとする。</p> <p>なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を<u>平板測量</u>等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用を計上することができるものとする。</p>	<p>5 敷地使用実態の調査 敷地使用実態の調査は、<u>移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査</u>を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、<u>表8-5</u>により行うものとする。</p> <p>なお、発注者から現況平面図の支給又は権利者が所有している敷地の配置図等の提供を受けることが困難であって、当該敷地の配置図を<u>現況測量</u>等によって作成する必要があると認められる場合には、別途その費用（「用地測量標準歩掛」のうち、「現況測量」を適用し、「戸数」を「棟数」と読み替えて適用するものとする。この場合における直接経費及び諸経費は、測量のものを適用するものとする。）を計上するものとする。<u>また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表8-6により加算</u>することができるものとする。</p> <p><u>(1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</u> <u>(2) 用途地域等の公法上の規制</u> <u>(3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）</u> <u>(4) 敷地内の使用状況等</u> ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等 ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査 ③原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量 ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積 <u>(5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係</u> <u>(6) その他移転計画案の検討に必要と認める事項</u> <u>(7) 敷地内の使用状況の検討が把握できる写真の撮影</u></p>

現 行

表8-3

区 分	単 位	規 模	職 種	外業	内業		計	備考
				調査	図面等	算定		
敷地全体の配置	事業所	300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.32	0.03	0.03	0.38人	
			技師 B	0.32	0.48	0.19	0.99人	
			技師 C	0.32	0.14	0.06	0.52人	
			技師 D	=	=	0.06	0.06人	

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等によって移転工法上必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には、表8-4の補正率表を適用するものとする。

表8-4

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

改 正 後

表8-5

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
敷地全体の配置	事業所	300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.28	0.18	0.46人	
			技師 B	0.28	0.97	1.25人	
			技師 C	0.28	0.28	0.56人	

注1 本表規模欄の面積は、当該管理者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転計画案を検討する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表規模欄に定める面積以外の場合には表8-7の補正率表を適用するものとする。

注2 「規模面積」は、すべての面積を計上するものとし、建物等調査の対象となった面積を控除する必要はないものとする。

表8-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
駐車場等の使用 実態追加調査	1 回 当たり	敷地面積	技師 A	0.10	0.03	0.13人	
		300㎡以上	技師 B	0.10	0.05	0.15人	
		500㎡未満	技師 C	0.10	0.05	0.15人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8-7の補正率表を適用するものとする。

表8-7

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

現 行					改 正 後												
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満								
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20	3.40	4.70	6.20	7.80	10.20								
15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満				15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満											
14.00	18.40				14.00	18.40											
<p>5 建物調査 建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の算定及び移転計画の作成に必要な概要調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-5により行うものとする。</p>					<p>6 建物調査 建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-8により行うものとする。</p>												
表8-5					表8-8												
区分	単位	規 模	職 種	外業	内業		計	備考	区分	単位	規 模	職 種	外業	内 業		計	備考
				調査	図面等	算定							調査	図面等	算 定		
建物	棟	200㎡以上	主任技師	0.45	0.06	0.06	0.57人		建物	棟	200㎡以上	主任技師	0.44	0.14	0.10	0.68人	
			技師A	0.45	0.62	-	1.07人					技師A	0.44	0.58	-	1.02人	
		技師B	0.45	0.62	0.28	1.35人		技師B			0.44	0.70	0.37	1.51人			
		技師C	-	0.03	0.28	0.31人		技師C			-	0.03	0.26	0.29人			
		技師D	-	-	0.08	0.08人		技師D			-	-	0.08	0.08人			
		400㎡未満								400㎡未満							
<p>注1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。 注2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表8-6の補正率表を適用するものとする。</p>					<p>注1 建物は、木造、非木造の区分を行わないものとする。 注2 本表規模欄に定める建物延べ面積以外の建物は、表8-9の補正率表を適用するものとする。</p>												

現 行						改 正 後											
表8-6						表8-9											
建 物 面 積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	建 物 面 積	200㎡未満	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満						
補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60	補正率	0.80	1.00	1.40	1.90	2.60						
	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満		1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満						
	3.20	4.10	5.20	6.20	7.60		3.20	4.10	5.20	6.20	7.50						
	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満				7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 21,000㎡未満								
	9.50	12.30	15.90				9.50	12.30	15.90								
<p>6 機械設備等調査 機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、<u>再設費又は復元の概算額の算定及び</u>移転計画の作成に必要な概要の調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-7により行うものとする。</p>						<p>7 機械設備等調査 機械設備等（生産設備、附帯工作物を含む。）の調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の<u>積算並びに</u>移転計画案の作成に必要な概要調査<u>及び概算補償額の算定</u>を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-10により行うものとする。</p>											
表8-7						表8-10											
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業		計	備考
				調 査	図面等	算 定							調 査	図面等	算 定		
機械設備等	事業所	400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.02	0.33	0.16	1.51人		機械設備等	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.90	0.21	0.30	1.41人	
			技師 A	1.02	0.66	0.66	2.34人					技師 A	0.90	0.78	1.44	3.12人	
			技師 B	1.02	1.30	0.21	2.53人					技師 B	0.90	1.50	—	2.40人	
			技師 D	—	—	0.33	0.33人					技師 D	—	—	0.63	0.63人	

現 行						改 正 後					
注 <u>本表規模欄の面積は、当該権利者に係る屋内、屋外にあって、機械設備、生産設備等の設置面積とし、本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8-8の補正率表を適用するものとする。</u> 表8-8						注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表8-11の補正率表を適用するものとする。 表8-11					
機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30
	2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満		2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満
	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40		2.90	4.00	5.60	7.50	10.40
	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満					20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満			
	14.00	17.60					14.00	17.60			
7 移転計画書の作成 移転計画書の作成の費用は、 <u>公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）</u> 及び公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「基準細則」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる移転計画書2～3案の作成として、 <u>主として次の作業を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表8-9によるものとする。</u> (1) <u>製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画</u> (2) <u>建物（関連移転を必要と認められるものを含む。）、機械設備等の移転計画</u> (3) <u>照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要</u> (4) <u>建物、機械設備等の移転工程表</u> (5) <u>移転計画書検討概要書</u> (6) <u>移転計画各案の比較</u>						8 移転計画書の作成 移転計画書の作成は、 <u>基準</u> 、公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「基準細則」という。）の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の計画書2～3案の作成するものであり、これに要する直接人件費の積算は、 <u>表8-12</u> によるものとする。					

現 行

表8-9

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画案 の 作 成	事業所	300㎡以上 500㎡未満	主任技師	1.29人	
			技師 A	1.29人	
			技師 B	1.29人	
			技師 C	1.52人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注2 本表規模欄の面積以外の場合は、表8-10の補正率表を適用するものとする。
表8-10

敷 地 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
14.00	18.40

改 正 後

表8-12

種 目	単 位	規 模	職 種	内 業	備 考
移転計画案 の 作 成	事業所	300㎡以上 500㎡未満	主任技師	0.47人	
			技師 A	1.68人	
			技師 B	1.15人	
			技師 C	5.51人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転計画案の概略の作成に想定される面積とする。

注2 本表規模欄の面積以外の場合は、表8-13の補正率表を適用するものとする。
表8-13

敷 地 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
14.00	18.40

現 行	改 正 後																																				
<p>第9 移転工法案の検討 移転工法案の検討は、大規模工場等で当該敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該大規模工場等の企業内容及び敷地使用実態などを調査したうえで、現状の機能を構内（残地）において回復させる移転工法案の作成を行うものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 関係資料収集 関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。ただし、複数の権利者の移転工法案の検討を1業務として発注する場合は、その権利者数によって表9-1の歩掛に表9-2の補正を行うものとする。</p> <p>(参考) 1業務の直接人件費 = 単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数 表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">規 模</th> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">関係資料収集</td> <td style="text-align: center;">権利者</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>1.62人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	関係資料収集	権利者	—	技師 B	<u>1.62人</u>		<p>第9 移転工法案の検討 移転工法案の検討は、大規模工場等の敷地の取得等に伴い、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められる場合において、必要に応じて、第6建物等の調査及び第7営業その他の調査と併せて企業の内容等及び敷地の使用実態の調査、想定される移転工法案を作成し、基準第28条に規定する通常妥当な移転先及び移転方法を検討するものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表9-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">規 模</th> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現地踏査</td> <td style="text-align: center;">業務</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">主任技師 技師 A 技師 B</td> <td style="text-align: center;">0.76人 0.76人 0.76人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 関係資料収集 関係資料収集に要する直接人件費の積算は、表9-2により行うものとする。ただし、1事業者の移転工法案の検討を実施する際に複数の権利者から資料収集する場合は、その権利者数によって表9-2の歩掛に表9-3の補正を行うものとする。</p> <p>(参考) 1業務の直接人件費 = 単位当たり単価 × 補正率 × 権利者数 表9-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">規 模</th> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">関係資料収集</td> <td style="text-align: center;">権利者</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>1.68人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.76人 0.76人 0.76人		種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	関係資料収集	権利者	—	技師 B	<u>1.68人</u>	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																
関係資料収集	権利者	—	技師 B	<u>1.62人</u>																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																
現地踏査	業務	—	主任技師 技師 A 技師 B	0.76人 0.76人 0.76人																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																
関係資料収集	権利者	—	技師 B	<u>1.68人</u>																																	

現 行						
表9-2						
権利者数	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上		
補正率	1.00	0.90	0.80	0.70		
<p>3 企業内容等の把握（調査） 企業内容の調査は、移転工法検討に当たって、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-3により行うものとする。 <u>ただし、本業務費の積算に当たっては、当該権利者（大規模工場等）について第8予備調査を行っているもの、又は第7営業その他の調査を行っているものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。</u></p> <p>(1) 所在地、名称及び代表者名 (2) 業種及び製造（加工）品目 (3) 所有者又は占有者の組織及び他大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 (4) 財務状況 (5) <u>主たる原料および製品の価格並びに販売（得意）先</u> (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの） (7) 移転工法の検討に当たって関係する法令とその内容 (8) その他移転工法の検討に必要と認められる事項</p>						
表9-3						
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	<u>0.81</u>	<u>—</u>	<u>0.81人</u>	
		技師 B	<u>0.81</u>	<u>0.54</u>	<u>1.35人</u>	
		技師 C	<u>0.81</u>	<u>1.08</u>	<u>1.89人</u>	
<p>注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。</p>						

改 正 後						
表9-3						
権利者数	3未満	3以上5未満	5以上10未満	10以上		
補正率	1.00	0.90	0.80	0.70		
<p>4 企業内容等の調査 企業内容の調査は、移転工法案の検討に当たって<u>重要な要素となる事項で</u>、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-4により行うものとする。 <u>なお、予備調査、または、第7営業その他の調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を50パーセントに補正するものとする。</u></p> <p>(1) 所在地、名称及び代表者名 (2) 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目 (3) 所有者又は占有者の組織及び他大規模工場等を有している場合には、他大規模工場等と当該大規模工場等との関係 (4) 財務状況 (5) <u>原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）</u> (6) 製品等の製造（加工）工程又は商品の流れ（図式化したもの） (7) 移転工法案の検討に当たって関係する法令とその内容 (8) その他移転工法案の検討に必要と認められる事項</p>						
表9-4						
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
企業内容等の調査	事業所 (企業)	技師 A	<u>0.70</u>	<u>0.35</u>	<u>1.05人</u>	
		技師 B	<u>0.70</u>	<u>0.60</u>	<u>1.30人</u>	
		技師 C	<u>0.70</u>	<u>0.92</u>	<u>1.62人</u>	
<p>注 事業所（企業）とは、土地等の取得等の対象となる敷地を使用して営業を行っている者をいう。</p>						

現 行								改 正 後									
<p>4 敷地の使用実態の調査 敷地の使用実態の調査は、<u>大規模工場等の移転工法案の検討に先立ち、建物等の調査書等を基に当該敷地の使用実態（敷地面積、土地の取得等の範囲及び面積、用途地域等及び公法上の規制、工場立地法等に基づく緑地の位置及び面積、駐車場等の位置及び収容台数、原材料、製品等の置場及び品目数量、その他）の調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-4によるものとする。</u> <u>ただし、当該権利者（工場等）の第8予備調査を行ったものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。</u>なお、予備調査の資料を基に確認の調査が<u>必要と認めるときは、本歩掛を30パーセントに補正するものとする。</u> また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表9-5により加算することができるものとする。</p>								<p>5 敷地使用実態の調査 敷地使用実態の調査は、<u>移転計画案の検討に当たって重要となる事項で、主として次の項目について調査を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表9-5により行うものとする。</u></p> <p>なお、予備調査の<u>成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を50パーセントに補正するものとする。</u> また、駐車場等の使用実態調査を時間毎などに複数回（2回以上）行う必要がある場合に要する直接人件費については、表9-6により加算することができるものとする。</p> <p><u>(1) 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状</u> <u>(2) 用途地域等の公法上の規制</u> <u>(3) 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）</u> <u>(4) 敷地内の使用状況等</u> ①屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等 ②駐車場の位置及び収容可能台数、近隣の自動車保管場所の調査 ③原材料・製品等の置場の位置、形状及び寸法並びに品目及び数量 ④工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積 <u>(5) 製品等の製造（加工）工程又は商品等の流れ（図式化したもの）と建物等の配置との関係</u> <u>(6) その他移転計画案の検討に必要なと認める事項</u> <u>(7) 敷地内の使用状況の検討が把握できる写真の撮影</u></p>									
表9-4								表9-5									
種 目				単 位		規 模		職 種		外 業		内 業		計		備 考	
敷地の使用実態の調査				権利者		敷地面積 300㎡以上 500㎡未満		技師 A		0.23		-		0.23人			
								技師 B		0.23		0.08		0.31人			
								技師 C		0.23		0.08		0.31人			
種 目				単 位		規 模		職 種		外 業		内 業		計		備 考	
敷地の使用実態の調査				事業所		敷地面積 300㎡以上 500㎡未満		技師 A		0.28		0.18		0.46人			
								技師 B		0.28		0.97		1.25人			
								技師 C		0.28		0.28		0.56人			

現 行

注1 敷地面積は、大規模工場等の敷地面積とする。
 注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-6の補正率表を適用するものとする。

表9-5

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の 使用実態 追加調査	1回 当たり	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	-	0.06人	
			技師 B	0.06	0.02	0.08人	
			技師 C	0.06	0.02	0.08人	

注1 本表は、予備調査の資料を基に確認の調査を行う場合に適用する表9-4を30パーセントに補正したものである。

注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-6の補正率表を適用するものとする。

表9-6

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
14.00	18.40

改 正 後

注 本表規模欄の面積は、当該権利者が使用している敷地の全部を指すものではなく、土地の取得等に伴い移転工法を認定する上で調査が必要と認められる面積をいう。なお、本表現規模欄に定める面積以外の場合には、表9-7の補正率表を適用するものとする。

表9-6

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
駐車場等の 使用実態 追加調査	1回 当たり	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.10	0.03	0.13人	
			技師 B	0.10	0.05	0.15人	
			技師 C	0.10	0.05	0.15人	

注 調査対象面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-7の補正率表を適用するものとする。

表9-7

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満
14.00	18.40

現 行

5 移転工法案の作成
 移転工法案の作成は、基準及び同基準細則の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案2～3案を作成した上で、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表9-7によるものとする。ただし、第8予備調査を行っているものについては、原則として、本業務に係る費用は計上しないものとする。

なお、予備調査の資料を基に確認の調査が必要と認めたときは、本歩掛を50パーセントに補正するものとする。
 この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、6照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表9-7

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の作成	権利者	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	1.89	1.89人	移転工法案2～3案の作成
			技師 A	—	1.89	1.89人	
			技師 B	—	1.89	1.89人	
			技師 C	—	2.22	2.22人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-8の補正率表を適用するものとする。

表9-8

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

改 正 後

6 移転工法案の作成
 移転工法案の作成は、基準及び同基準細則の定めるところにより、現状の機能を構内（残地）において回復させる残地内工法の移転工法案2～3案を作成した上で、経済的検討を行う（照応建物の推定建築費の算定は概算額で行い、補償総額の比較を行う）ものであり、これに要する直接人件費の積算は、表9-8によるものとする。

なお、予備調査の成果物を基に確認の調査を実施する場合は、原則として、本歩掛を80パーセントに補正するものとする。

この検討により移転工法を決定した後の照応建物に係る補償額の算定は、7照応建物の詳細設計等により行うものとする。

表9-8

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
移転工法案の作成	事業所	敷地面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	0.47	0.47人	移転工法案2～3案の作成
			技師 A	—	1.68	1.68人	
			技師 B	—	1.15	1.15人	
			技師 C	—	5.51	5.51人	

注1 敷地面積は、事業用地として取得等を行う面積を含めた移転工法案作成に想定される範囲の面積とする。

注2 敷地面積が本表規模欄に定める面積以外の場合は、表9-9の補正率表を適用するものとする。

表9-9

敷地面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
補正率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.80	10.20

現 行	改 正 後																																								
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>15,000㎡以上 25,000㎡未満</td> <td>25,000㎡以上 35,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14.00</td> <td style="text-align: center;">18.40</td> </tr> </table>	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満	14.00	18.40	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>15,000㎡以上 25,000㎡未満</td> <td>25,000㎡以上 35,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">14.00</td> <td style="text-align: center;">18.40</td> </tr> </table>	15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満	14.00	18.40																																
15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満																																								
14.00	18.40																																								
15,000㎡以上 25,000㎡未満	25,000㎡以上 35,000㎡未満																																								
14.00	18.40																																								
<p>6 照応建物の詳細設計等 照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。 照応建物の詳細設計費 = (図面作成枚数) × (図面作成費 × 依頼度) (図面作成費)：建物の計画、設計、計算及び算定並びに査定検証に要する人件費</p> <p>(1) 図面作成枚数 図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。 この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積に建物1㎡当たり図面枚数を乗じて算出した枚数を基準として、別紙作成図面認定表により認定するものとする(建物1㎡当たり図面枚数は表9-9を標準とする。) なお、表9-9の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。 図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)</p> <p style="text-align: right;"><u>表9-9</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建物 の延べ面積</th> <th>用途区分</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>200㎡未満</td> <td style="text-align: center;">0.067</td> <td style="text-align: center;">0.087</td> <td style="text-align: center;">0.047</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上</td> <td>400㎡未満</td> <td style="text-align: center;">0.042</td> <td style="text-align: center;">0.053</td> <td style="text-align: center;">0.030</td> </tr> <tr> <td>400㎡以上</td> <td>600㎡未満</td> <td style="text-align: center;">0.035</td> <td style="text-align: center;">0.044</td> <td style="text-align: center;">0.026</td> </tr> </tbody> </table>	建物 の延べ面積	用途区分	イ	ロ	ハ		200㎡未満	0.067	0.087	0.047	200㎡以上	400㎡未満	0.042	0.053	0.030	400㎡以上	600㎡未満	0.035	0.044	0.026	<p>7 照応建物の詳細設計等 照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。 なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。 照応建物の詳細設計費 = (図面作成枚数) × (図面作成費 × 依頼度) (図面作成費)：建物の計画、設計、計算及び算定並びに査定検証に要する人件費</p> <p>(1) 図面作成枚数 図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。 この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として、別紙作成図面認定表により認定するものとする(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。) なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、産業標準化法(平成30年法律第33号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたものである。日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。 図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)</p> <p style="text-align: right;"><u>表9-10</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>建物 の延べ面積</th> <th>用途区分</th> <th>イ</th> <th>ロ</th> <th>ハ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>200㎡未満</td> <td style="text-align: center;">0.067</td> <td style="text-align: center;">0.087</td> <td style="text-align: center;">0.047</td> </tr> <tr> <td>200㎡以上</td> <td>400㎡未満</td> <td style="text-align: center;">0.042</td> <td style="text-align: center;">0.053</td> <td style="text-align: center;">0.030</td> </tr> <tr> <td>400㎡以上</td> <td>600㎡未満</td> <td style="text-align: center;">0.035</td> <td style="text-align: center;">0.044</td> <td style="text-align: center;">0.026</td> </tr> </tbody> </table>	建物 の延べ面積	用途区分	イ	ロ	ハ		200㎡未満	0.067	0.087	0.047	200㎡以上	400㎡未満	0.042	0.053	0.030	400㎡以上	600㎡未満	0.035	0.044	0.026
建物 の延べ面積	用途区分	イ	ロ	ハ																																					
	200㎡未満	0.067	0.087	0.047																																					
200㎡以上	400㎡未満	0.042	0.053	0.030																																					
400㎡以上	600㎡未満	0.035	0.044	0.026																																					
建物 の延べ面積	用途区分	イ	ロ	ハ																																					
	200㎡未満	0.067	0.087	0.047																																					
200㎡以上	400㎡未満	0.042	0.053	0.030																																					
400㎡以上	600㎡未満	0.035	0.044	0.026																																					

現 行					改 正 後				
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021		600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021	
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019		1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019	
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017		1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017	
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015		2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015	
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013		3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013	
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012		4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012	
5,000㎡以上	0.016	0.020	0.011		5,000㎡以上	0.016	0.020	0.011	

注 用途区分

イ：店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの
 ロ：劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの
 ハ：工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの

(2) 図面作成費（1枚当たり）の直接人件費は、表9-10により行うものとする。

表9-10

種 目	職 種	単 位	A 1 版	A 2 版	備 考
図面作成費	技師 A	1枚	3.10人	1.55人	
	技師 C	当たり	1.50人	0.75人	

(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料(標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他)の提供あるいは設計上の方針の指示等により、設計者の負担が軽減できる場合は、表9-11の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表9-11

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合	1.00 ~ 0.80

注 用途区分

イ：店舗・事務所・病院・学校・マンション・住宅・その他これに類するもの
 ロ：劇場・映画館・公会堂・神社・仏閣・その他これに類するもの
 ハ：工場・倉庫・車庫・体育館・その他これに類するもの

(2) 図面作成費（1枚当たり）の直接人件費は、表9-11により行うものとする。

表9-11

種 目	職 種	単 位	A 1 版	A 2 版	備 考
図面作成費	技師 A	1枚	3.10人	1.55人	
	技師 C	当たり	1.50人	0.75人	

(3) 依頼度

設計上参考となる各種の資料(標準図、類似の仕様書、詳細図、計算例、その他)の提供あるいは設計上の方針の指示等により、設計者の負担が軽減できる場合は、表9-12の依頼度を乗じて設計費を低減する。

表9-12

提 供 す る 資 料 の 内 容	依 頼 度
資料を提供しない場合、又は提供する資料が極めて少ない場合	1.00 ~ 0.80

現 行		改 正 後	
類似の参考例がかなりある場合	0.80 ~ 0.60	類似の参考例がかなりある場合	0.80 ~ 0.60
準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合	0.60 ~ 0.40	準拠すべき設計図書があり、その一部を修正する場合	0.60 ~ 0.40

作成図面認定表

権利者		権利者	
図面名称		図面名称	
一 般 図	表 紙	一 般 図	表 紙
	配置・案内図		配置・案内図
	仕 上 表		仕 上 表
	平 面 図		平 面 図
	立 面 図		立 面 図
	屋 根 伏 図		屋 根 伏 図
	断 面 図		断 面 図
	矩 系 図		矩 系 図
	詳 細 図		詳 細 図
	展 開 図		展 開 図
建 具 表	建 具 表		
構 造 図	基 礎 伏 図	構 造 図	基 礎 伏 図
	基 礎 詳 細 図		基 礎 詳 細 図
	軸 組 図		軸 組 図
	梁 伏 図		梁 伏 図
	構 造 詳 細 図		構 造 詳 細 図
	鉄骨・鉄筋図		鉄骨・鉄筋図
	柱、梁リスト		柱、梁リスト
設 備 図	電 灯 設 備 図	設 備 図	電 灯 設 備 図
	動 力 設 備 図		動 力 設 備 図
	給・排ガス図		給・排ガス図
	その他設備図		その他設備図
そ の 他		そ の 他	

現 行						改 正 後					
関 係 図						関 係 図					
	合 計	枚	枚	枚	枚		枚	合 計	枚	枚	枚
<p>7 機械設備設計（生産設備設計） 構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。</p> <p>なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査6工作物の調査(1)機械設備（(2)生産設備）に準ずるものとする。</p> <p>機械設備設計費 = 図面等費 + 算定費 + 見積徴収費</p> <p>(1) 図面等費 図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>図面等費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(2) 算定費 算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>算定費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(3) 見積徴収費（生産設備含む） 機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それに係る費用を直接人件費として加算するものとする。</p> <p>見積徴収費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(4) 標準技術者員数 機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-12及び表9-13のとおりとする。 生産設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-14及び表9-15のとおりとする。</p>						<p>8 機械設備設計（生産設備設計） 構内（残地）に建物を集約して機能回復を図る場合の機械設備の設計は、決定レイアウト図に基づいて、従前機能が確保されるように再配置の検討を行い、これに必要な移転費用の算定までを行うものであり、この業務に要する直接人件費の積算は、次式によって行うものとする。ただし、下水処理場設備、高圧ガス設備、変電設備等の特殊な設備で、この基準により難いと判断される場合には、別途資料で積算できるものとする。</p> <p>なお、本項で示す以外の直接人件費積算上の要件等については、第6建物等の調査6工作物の調査(1)機械設備（(2)生産設備）に準ずるものとする。</p> <p>機械設備設計費 = 図面等費 + 算定費 + 見積徴収費</p> <p>(1) 図面等費 図面等費は、構内再配置による移転補償費を算定するための図面及び資料作成に要する費用で、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>図面等費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(2) 算定費 算定費は、調査設計資料に基づく移転補償費の算定業務に要する費用であり、機械設備の区分、規模に応じた技術者の所要員数と基準単価により算出するものとする。</p> <p>算定費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(3) 見積徴収費（生産設備含む） 機械設備の再設費の算定に当たり、専門業者等から見積を徴収して採用する場合には、それに係る費用を直接人件費として加算するものとする。</p> <p>見積徴収費 = 技術者員数 × 基準単価</p> <p>(4) 標準技術者員数 機械設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-13及び表9-14のとおりとする。 生産設備設計に係る技術者の標準員数は、表9-15及び表9-16のとおりとする。</p>					

現 行							改 正 後								
機械設備設計標準員数 表9-12							機械設備設計標準員数 表9-13								
区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考
				図面等	算 定							図面等	算 定		
機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人		機械設備 A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人					技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人					技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人					技師 D	—	0.22	0.22人	
機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人		機械設備 B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人					技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人					技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人					技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人		機械設備 C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.39	5.76人					技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人					技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人					技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人		機械設備 D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人					技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人					技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人					技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人		機械設備 E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.73	3.76	7.49人					技師 A	3.73	3.76	7.49人	
			技師 B	4.49	—	4.49人					技師 B	4.49	—	4.49人	
			技師 D	—	0.63	0.63人					技師 D	—	0.63	0.63人	

注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。
注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。
注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。
注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。
注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

現 行							改 正 後										
見積徴収技術者員数							見積徴収技術者員数										
区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備考	区 分	単 位	職 種	外 業		内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定	調 査						図面等	算 定				
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人		機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14 0.14	— 0.91	0.43 0.14	0.57人 1.19人			
注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。							注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台(装置)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。										
注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。							注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができる。										
注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。							注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。										
注4 本表は、表6-18を再掲したものである。							注4 本表は、表6-18を再掲したものである。										
生産設備設計標準員数							生産設備設計標準員数										
区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考	区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備考		
				図面等	算 定							図面等	算 定				
生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備A	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人			
			技師 B	0.66	0.31	0.97人					技師 B	0.66	0.31	0.97人			
			技師 C	0.58	0.06	0.64人					技師 C	0.58	0.06	0.64人			
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人			
生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人			
			技師 B	0.83	0.37	1.20人					技師 B	0.83	0.37	1.20人			
			技師 C	0.66	0.06	0.72人					技師 C	0.66	0.06	0.72人			
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人			
生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.06	0.06	0.12人			
			技師 B	0.56	0.25	0.81人					技師 B	0.56	0.25	0.81人			
			技師 C	0.50	0.06	0.56人					技師 C	0.50	0.06	0.56人			
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人			
生産設備D	設 備 当たり	—	技師 A	0.06	0.06	0.12人		生産設備D	設 備 当たり	—	技師 A	0.06	0.06	0.12人			
			技師 B	0.31	0.12	0.43人					技師 B	0.31	0.12	0.43人			
			技師 C	0.27	0.06	0.33人					技師 C	0.27	0.06	0.33人			
			技師 D	—	0.06	0.06人					技師 D	—	0.06	0.06人			
注1 本表の区分は、表6-19のとおりとする。							注1 本表の区分は、表6-19のとおりとする。										

現 行							改 正 後								
注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積（単なる再配置面積は除く。）							注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく生産設備の再設置に要する面積（単なる再配置面積は除く。）								
注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。							注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。								
注4 本表の歩掛は、表6-20の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。							注4 本表の歩掛は、表6-20の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。								
見積徴収技術者員数 表9-15							見積徴収技術者員数 表9-16								
区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考	区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備考
			調 査	図面等	算 定						調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人		生産設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人					0.23	0.41	0.23	0.87人	
注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。							注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台（設備）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。								
注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。							注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。								
注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。							注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。								
注4 本表は、表6-22を再掲したものである。							注4 本表は、表6-22を再掲したものである。								
(5) 規模による員数の補正 表9-12（生産設備表9-14）に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-16（生産設備表9-17）に示す数値を乗じて補正を行うものとする。							(5) 規模による員数の補正 表9-13（生産設備表9-15）に設定する員数は、業務の規模に応じて、それぞれ表9-17（生産設備表9-18）に示す数値を乗じて補正を行うものとする。								
機械設備Aの場合 表9-16							機械設備Aの場合 表9-17								
機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満					機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満						
補正率	0.80	1.00					補正率	0.80	1.00						

現 行						改 正 後																									
機械設備 A 以外の場合						機械設備 A 以外の場合																									
機械設備 の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	機械設備 の 面 積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満																				
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30																				
<table border="1"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40	<table border="1"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>2.90</td> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	2.90	4.00	5.60	7.50	10.40
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																											
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																											
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満																											
2.90	4.00	5.60	7.50	10.40																											
<table border="1"> <tr> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table>						20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	14.00	17.60	<table border="1"> <tr> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table>						20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	14.00	17.60												
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																														
14.00	17.60																														
20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																														
14.00	17.60																														
生産設備の場合 表9-17						生産設備の場合 表9-18																									
生産設備の 延 べ 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満	生産設備の 延 べ 面 積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満																				
補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60	補 正 率	0.80	1.00	1.30	1.90	2.60																				
<table border="1"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> <td>7,000㎡以上 9,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3.40</td> <td>4.70</td> <td>6.20</td> <td>7.50</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満	3.40	4.70	6.20	7.50	<table border="1"> <tr> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 7,000㎡未満</td> <td>7,000㎡以上 9,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>3.40</td> <td>4.70</td> <td>6.20</td> <td>7.50</td> </tr> </table>						2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満	3.40	4.70	6.20	7.50				
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満																												
3.40	4.70	6.20	7.50																												
2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満																												
3.40	4.70	6.20	7.50																												

現 行	改 正 後																																				
<p>第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>〔一〕事業認定申請図書の作成</p> <p>事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談用資料作成 起業者が事業認定機関に対する事前相談を行うための相談用資料（事業認定申請図書（案））の作成 ・申請図書作成 事業認定機関との事前相談の完了に伴う申請図書の作成 <p>【相談用資料作成】 起業者が事業認定機関に対して行う事前相談のための事前相談用資料作成を発注する場合には、次の各項目により行うものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表10-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現地踏査</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">業 務</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">-</td> <td>主任技師</td> <td style="text-align: center;"><u>0.54人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.54人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>0.54人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 現地調査等 現地調査等とは、相談用資料作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。なお、関連事業を含めて行う場合には、表10-1-2の歩掛を130パーセントに補正するものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務	-	主任技師	<u>0.54人</u>		技師 A	<u>0.54人</u>		技師 B	<u>0.54人</u>		<p>第10 事業認定申請図書等の作成</p> <p>〔一〕事業認定申請図書の作成</p> <p>事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料の作成とし、次の区分によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①相談用資料作成 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書(案)の作成するもの ②申請図書作成 起業者が行う事業認定庁への事前相談開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの <p>①相談用資料作成</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表10-1-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">現地踏査</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">業 務</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">-</td> <td>主任技師</td> <td style="text-align: center;"><u>0.95人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td style="text-align: center;"><u>0.95人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td style="text-align: center;"><u>0.95人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 現地調査等 現地調査等は、相談用資料作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-2により行うものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務	-	主任技師	<u>0.95人</u>		技師 A	<u>0.95人</u>		技師 B	<u>0.95人</u>	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																
現地踏査	業 務	-	主任技師	<u>0.54人</u>																																	
			技師 A	<u>0.54人</u>																																	
			技師 B	<u>0.54人</u>																																	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																
現地踏査	業 務	-	主任技師	<u>0.95人</u>																																	
			技師 A	<u>0.95人</u>																																	
			技師 B	<u>0.95人</u>																																	

現 行								改 正 後							
(1) 法第4条地等管理台帳調査 (2) 法第4条地等物件調査 (3) 土地面積の概数積算 (4) 法第4条地面積等の積算 (5) その他必要と認められる事項の調査、整理及び <u>取り</u> まとめ								(1) 法第4条地等管理台帳調査 (2) 法第4条地等物件調査 (3) 土地面積の概数積算 (4) 法第4条地面積等の積算 (5) その他必要と認められる事項の調査、整理及びまとめ							
表10-1-2								表10-1-2							
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
現地調査等	業務	-	主任技師	1.08	-	1.08人		現地調査等	業務	-	主任技師	0.91	0.66	1.57人	
			技師 A	2.16	2.16	4.32人					技師 A	1.83	2.07	3.90人	
			技師 B	2.16	2.16	4.32人					技師 B	1.83	2.07	3.90人	
4 資料の収集及び作成 資料の収集及び作成とは、当該事業に係る資料の収集、整理及び補足資料の作成で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-3により行うものとする。 <u>なお、関連事業を含めて行う場合には、表10-1-3の歩掛を130パーセントに補正するものとする。</u>								4 資料の収集及び作成 資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-3により行うものとする。							
(1) 計画内容に係るもの (2) 公益性に係るもの (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの (4) その他の資料の収集及び作成								(1) 計画内容に係るもの (2) 公益性に係るもの (3) 現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの (4) その他の資料の収集及び作成							
表10-1-3								表10-1-3							
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資料の収集及び作成	業務	-	技師 A	3.24	1.62	4.86人		資料の収集及び作成	業務	-	主任技師	-	0.87	0.87人	
			技師 B	3.24	1.62	4.86人					技師 A	2.76	6.02	8.78人	
5 調書等の作成 調書等の作成とは、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-4により行うものとする。 <u>なお、関連事業を含めて行う場合には、表10-1-4の歩掛を130パーセントに</u>								5 調書等の作成 調書等の作成は、相談用資料として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-4により行うものとする。							

現 行								改 正 後																																																											
<p><u>補正するものとする。</u></p> <p>(1) 事業認定申請書 (案) <u>等</u></p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 関連事業に関する協議書 (案)</p> <p>(4) <u>法第4条土地調査</u></p> <p>(5) <u>法第4条地等の管理者への意見照会書 (案)</u></p>								<p>(1) 事業認定申請書 (案)</p> <p>(2) 事業計画書</p> <p>(3) 関連事業に関する協議書 (案)</p> <p>(4) <u>法第4条地の調査及び管理者の意見書 (案)</u></p> <p>(5) <u>法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書 (案)</u></p> <p>(6) <u>免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書 (案)</u></p> <p>(7) <u>その他必要な書面等</u></p>																																																											
表10-1-4								表10-1-4																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">調 書 等 の 作 成</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">-</td> <td>主任技師</td> <td>-</td> <td>3.28</td> <td>3.28人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>-</td> <td>11.30</td> <td>11.30人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>-</td> <td>11.30</td> <td>11.30人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	調 書 等 の 作 成	業 務	-	主任技師	-	3.28	3.28人		技師 A	-	11.30	11.30人		技師 B	-	11.30	11.30人		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">調 書 等 の 作 成</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">-</td> <td>主任技師</td> <td>-</td> <td>1.47</td> <td>1.47人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>-</td> <td>10.73</td> <td>10.73人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>-</td> <td>10.73</td> <td>10.73人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	調 書 等 の 作 成	業 務	-	主任技師	-	1.47	1.47人		技師 A	-	10.73	10.73人		技師 B	-	10.73	10.73人	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																												
調 書 等 の 作 成	業 務	-	主任技師	-	3.28	3.28人																																																													
			技師 A	-	11.30	11.30人																																																													
			技師 B	-	11.30	11.30人																																																													
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																												
調 書 等 の 作 成	業 務	-	主任技師	-	1.47	1.47人																																																													
			技師 A	-	10.73	10.73人																																																													
			技師 B	-	10.73	10.73人																																																													
<p>6 添付図面の作成</p> <p>添付図面の作成は、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。</p> <p><u>なお、関連事業を含めて行う場合には、表10-1-5の歩掛を130パーセントに補正するものとする。</u></p> <p>添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)</p> <p>(1) 起業地表示図</p> <p>(2) 法第4条地表示図</p> <p>(3) 関連事業表示図</p> <p>(4) 法第4条地管理者意見照会添付図</p> <p>(5) 起業地計画図等</p> <p>(6) 法令制限地表示図</p> <p>(7) 許認可等土地表示図</p> <p>(8) 参考資料として必要な図面</p> <p>(9) その他必要と認められる図面</p>								<p>6 添付図面の作成</p> <p>添付図面の作成は、<u>事業認定申請図書に添付を要する図面として</u>、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。</p> <p>添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)</p> <p>(1) 起業地表示図</p> <p>(2) 法第4条地表示図</p> <p>(3) 関連事業表示図</p> <p>(4) 法第4条地管理者意見照会添付図</p> <p>(5) 起業地計画図等</p> <p>(6) 法令制限地表示図</p> <p>(7) 許認可等土地表示図</p> <p>(8) 参考資料として必要な図面</p> <p>(9) その他必要と認められる図面</p>																																																											

現 行																															
表10-1-5																															
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																								
添付図面作成	種類	—	技師 A	—	1.00	1.00人																									
			技師 D	—	4.05			4.05人																							
<p>注 図面作成は、同一種類の図面を10枚（内部協議用を含む。）作成するものとし、成果物に至るまでに図面の作成を3回程度行うことを前提としている。</p> <p>7 対象事業及び規模による補正 相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表10-1-6の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。 (1) 道路、河川その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。 なお、この区間は「起業地計画の区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10-10-6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業認定の対象となる距離</th> <th>2.0km未満</th> <th>2.0km以上 4.0km未満</th> <th>4.0km以上 6.0km未満</th> <th>6.0km以上 8.0km未満</th> <th>8.0km以上 12.0km未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.70</td> <td style="text-align: center;">2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ダム、飛行場その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業認定の対象となる面積</th> <th>50ha未満</th> <th>50ha以上 70ha未満</th> <th>70ha以上 100ha未満</th> <th>100ha以上 150ha未満</th> <th>150ha以上 250ha未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td style="text-align: center;">2.40</td> <td style="text-align: center;">3.00</td> <td style="text-align: center;">3.70</td> <td style="text-align: center;">4.90</td> <td style="text-align: center;">6.70</td> </tr> </tbody> </table>								事業認定の対象となる距離	2.0km未満	2.0km以上 4.0km未満	4.0km以上 6.0km未満	6.0km以上 8.0km未満	8.0km以上 12.0km未満	補正率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20	事業認定の対象となる面積	50ha未満	50ha以上 70ha未満	70ha以上 100ha未満	100ha以上 150ha未満	150ha以上 250ha未満	補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70
事業認定の対象となる距離	2.0km未満	2.0km以上 4.0km未満	4.0km以上 6.0km未満	6.0km以上 8.0km未満	8.0km以上 12.0km未満																										
補正率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20																										
事業認定の対象となる面積	50ha未満	50ha以上 70ha未満	70ha以上 100ha未満	100ha以上 150ha未満	150ha以上 250ha未満																										
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70																										

改 正 後																															
表10-1-5																															
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																								
添付図面作成	種類	—	主任技師	—	0.28	0.28人																									
			技師 A	—	0.92			0.92人																							
			技師 D	—	4.64			4.64人																							
<p>7 対象事業及び規模による補正 事前相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、当該事業及び規模によって、表10-1-6の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3 現地調査等、4 資料の収集及び作成、5 調書等の作成及び6 添付図面の作成とする。 (1) 道路、河川その他これらに類し、区間（線）を事業認定申請の対象とするもの。 なお、この区間は「申請起業地区間」を原則とするが、必要に応じて「全体計画の区間」とすることができるものとする。ただし、全体計画の区間で補正できる項目は、4 資料の収集及び作成に限定するものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10-10-6</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業認定の対象となる距離</th> <th>2.0km未満</th> <th>2.0km以上 4.0km未満</th> <th>4.0km以上 6.0km未満</th> <th>6.0km以上 8.0km未満</th> <th>8.0km以上 12.0km未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td style="text-align: center;">0.80</td> <td style="text-align: center;">1.00</td> <td style="text-align: center;">1.40</td> <td style="text-align: center;">1.70</td> <td style="text-align: center;">2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ダム、飛行場その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事業認定の対象となる距離</th> <th>50ha未満</th> <th>50ha以上 70ha未満</th> <th>70ha以上 100ha未満</th> <th>100ha以上 150ha未満</th> <th>150ha以上 250ha未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td style="text-align: center;">2.40</td> <td style="text-align: center;">3.00</td> <td style="text-align: center;">3.70</td> <td style="text-align: center;">4.90</td> <td style="text-align: center;">6.70</td> </tr> </tbody> </table>								事業認定の対象となる距離	2.0km未満	2.0km以上 4.0km未満	4.0km以上 6.0km未満	6.0km以上 8.0km未満	8.0km以上 12.0km未満	補正率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20	事業認定の対象となる距離	50ha未満	50ha以上 70ha未満	70ha以上 100ha未満	100ha以上 150ha未満	150ha以上 250ha未満	補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70
事業認定の対象となる距離	2.0km未満	2.0km以上 4.0km未満	4.0km以上 6.0km未満	6.0km以上 8.0km未満	8.0km以上 12.0km未満																										
補正率	0.80	1.00	1.40	1.70	2.20																										
事業認定の対象となる距離	50ha未満	50ha以上 70ha未満	70ha以上 100ha未満	100ha以上 150ha未満	150ha以上 250ha未満																										
補正率	2.40	3.00	3.70	4.90	6.70																										

現 行						改 正 後											
(3) 学校、庁舎その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの						(3) 学校、庁舎その他これらに類し、区域（面）を事業認定申請の対象とするもの											
事業認定の対象となる面積	3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満	事業認定の対象となる距離	3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 10,000㎡未満	10,000㎡以上 15,000㎡未満	15,000㎡以上 25,000㎡未満						
補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70	補正率	0.40	0.60	0.90	1.20	1.70						
<p>8 「関連事業を含む場合の補正率」及び「対象事業及び規模による補正率」の適用方法</p> <p>両補正率の適用順位は、次のとおりとし、補正率は相乗することとする。 なお、補正後の値は、小数点第2位まで（小数点第3位以下切捨て）とする。 [適用順位] ① 関連事業を含む場合の補正率 ② 対象事業及び規模による補正率 [歩掛計算] 直接人件費の歩掛×①×②＝直接人件費歩掛（小数点第3位以下切捨て）</p> <p>【申請図書作成】 <u>事業認定機関との事前相談の完了に伴って、申請図書作成を別途発注する場合は、相談用資料の変更の程度に応じて、次の各項目により直接人件費の積算を行うものとする。</u></p> <p>1 打合せ協議 中間打合せ回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p>						<p>8 関連事業の有無による補正 <u>相談用資料作成の直接人件費の積算に当たっては、関連事業の有無によって、表10-1-7の補正を行うものとする。この場合の対象項目は、3現地調査等、4資料の収集及び作成、5調書等の作成及び6添付図面の作成とする。</u> 表10-1-7</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関連事業</th> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正率</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>9 「関連事業を含む場合の補正率」及び「対象事業及び規模による補正率」の適用方法</p> <p>両補正率の適用順位は、次のとおりとし、補正率は相乗することとする。 なお、補正後の値は、小数点第2位まで（小数点第3位以下切捨て）とする。 [適用順位] ① 関連事業を含む場合の補正率 ② 対象事業及び規模による補正率 [歩掛計算] 直接人件費の歩掛×①×②＝直接人件費歩掛（小数点第3位以下切捨て）</p> <p>② 申請図書作成</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せ回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p>						関連事業	あり	なし	補正率	1.20	1.00
関連事業	あり	なし															
補正率	1.20	1.00															

現 行	改 正 後																																												
<p>2 現地踏査 相談用資料作成の表10-1-1の歩掛を50パーセントに補正するものとする。</p> <p>3 現地調査等 相談用資料作成の表10-1-2の歩掛を30パーセントに補正するものとする。</p> <p>4 資料の収集及び作成 相談用資料作成の表10-1-3の歩掛を30パーセントに補正するものとする。 。</p>	<p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-8により行うものとする。 表10-1-8</p> <table border="1" data-bbox="1178 395 1928 571"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地踏査</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">二</td> <td>主任技師</td> <td>0.36人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.36人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.36人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 現地調査等 現地調査等は、申請図書作成に必要となる対象区間又は区域の調査等で、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-9により行うものとする。 (1) 法第4条地等管理台帳調査 (2) 法第4条地等物件調査 (3) 土地面積の概数積算 (4) 法第4条地面積等の積算 (5) その他必要と認められる事項の調査及び整理、まとめ 表10-1-9</p> <table border="1" data-bbox="1178 959 2085 1150"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地調査等</td> <td rowspan="3">業 務</td> <td rowspan="3">二</td> <td>主任技師</td> <td>0.59</td> <td>0.42</td> <td>1.01人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>1.19</td> <td>0.48</td> <td>1.67人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>1.19</td> <td>0.48</td> <td>1.67人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 資料の収集及び作成 資料の収集及び作成は、当該事業に係る資料の収集、整理、補足資料の作成等で主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-10により行うものとする。 (1) 計画内容に係るもの (2) 公益性等に係るもの</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考	現地踏査	業 務	二	主任技師	0.36人		技師 A	0.36人		技師 B	0.36人		種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	現地調査等	業 務	二	主任技師	0.59	0.42	1.01人		技師 A	1.19	0.48	1.67人		技師 B	1.19	0.48	1.67人	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	備 考																																								
現地踏査	業 務	二	主任技師	0.36人																																									
			技師 A	0.36人																																									
			技師 B	0.36人																																									
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																						
現地調査等	業 務	二	主任技師	0.59	0.42	1.01人																																							
			技師 A	1.19	0.48	1.67人																																							
			技師 B	1.19	0.48	1.67人																																							

現 行	改 正 後																																																				
<p>5 調書等の作成 <u>相談用資料作成の表10-1-4の歩掛を30パーセントに補正するものとする。</u></p>	<p>(3) <u>現状写真及び当該工事進捗状況に係るもの</u> (4) <u>その他の資料の収集及び作成</u></p> <p style="text-align: right;">表10-1-10</p> <table border="1" data-bbox="1176 363 2085 555"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">資料の収集 及び作成</td> <td rowspan="3">業務</td> <td rowspan="3">二</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>0.59</td> <td>0.59人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>1.88</td> <td>4.11</td> <td>5.99人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>1.88</td> <td>4.11</td> <td>5.99人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 調書等の作成 調書等の作成とは、申請図書として、主として次の調書を作成するものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-1-11により行うものとする。</p> <p>(1) <u>事業認定申請書（案）</u> (2) <u>事業計画書</u> (3) <u>関連事業に関する協議書（案）</u> (4) <u>法第4条地の調査及び管理者の意見書（案）</u> (5) <u>法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案）</u> (6) <u>免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案）</u> (7) <u>事業説明会の実施状況を記載した書面</u> (8) <u>その他必要な書面等</u></p> <p style="text-align: right;">表10-1-11</p> <table border="1" data-bbox="1176 970 2085 1161"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">調 書 等 の 作 成</td> <td rowspan="3">業務</td> <td rowspan="3">二</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>0.96</td> <td>0.96人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td>7.01</td> <td>7.01人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td>7.01</td> <td>7.01人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	資料の収集 及び作成	業務	二	主任技師	—	0.59	0.59人		技師 A	1.88	4.11	5.99人		技師 B	1.88	4.11	5.99人		種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	調 書 等 の 作 成	業務	二	主任技師	—	0.96	0.96人		技師 A	—	7.01	7.01人		技師 B	—	7.01	7.01人	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																														
資料の収集 及び作成	業務	二	主任技師	—	0.59	0.59人																																															
			技師 A	1.88	4.11	5.99人																																															
			技師 B	1.88	4.11	5.99人																																															
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																														
調 書 等 の 作 成	業務	二	主任技師	—	0.96	0.96人																																															
			技師 A	—	7.01	7.01人																																															
			技師 B	—	7.01	7.01人																																															
<p>6 添付図面の作成 <u>相談用資料作成の表10-1-5の歩掛を70パーセントに補正するものとする。</u></p>	<p>6 添付図面の作成 添付図面の作成は、事業認定申請図書に添付すを要する図面として、次に掲げるものから必要と認められる図面を認定し、これに要する直接人件費の積算を行うものとし、この場合の積算は次式による。</p> <p><u>添付図面作成の直接人件費 = (必要と認めた図面の種類数 × 添付図面作成費)</u></p> <p>(1) <u>起業地表示図</u> (2) <u>法第4条地表示図</u></p>																																																				

現 行	改 正 後																										
<p>7 対象事業及び規模による補正 相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。</p> <p>8 関連事業の有無による補正 相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。</p> <p>[二] 裁決申請図書の作成 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。 なお、本歩掛により難しい案件の場合は、各項目を適宜補正し、又は別途見積書等を徴収して対応することができるものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-2-1により行うものとする。ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表10-2-2により行うものとする。</p>	<p>(3) <u>関連事業表示図</u> (4) <u>法第4条地管理者意見照会添付図</u> (5) <u>起業地計画図等</u> (6) <u>法令制限地表示図</u> (7) <u>許認可等土地表示図</u> (8) <u>参考資料として必要な図面</u> (9) <u>その他必要と認められる図面</u></p> <p style="text-align: right;">表10-1-12</p> <table border="1" data-bbox="1176 523 2085 718"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>規 模</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">添 付 図 面 作 成</td> <td rowspan="3">種 類</td> <td rowspan="3">二</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>0.22</td> <td>0.22人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td>0.74</td> <td>0.74人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>3.75</td> <td>3.75人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>7 対象事業及び規模による補正 相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。</p> <p>8 関連事業の有無による補正 相談用資料作成と同様に取り扱うものとする。</p> <p>[二] 裁決申請図書の作成 裁決申請図書の作成は、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとする。 なお、本歩掛により難しい案件の場合は、各項目を適宜補正し、又は別途見積書等を徴収して対応することができるものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査3現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-2-1により行うものとする。ただし、裁決申請の予定地に物件が存しない場合は、表10-2-2により行うものとする。</p>	種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考	添 付 図 面 作 成	種 類	二	主任技師	—	0.22	0.22人		技師 A	—	0.74	0.74人		技師 D	—	3.75	3.75人	
種 目	単 位	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備 考																				
添 付 図 面 作 成	種 類	二	主任技師	—	0.22	0.22人																					
			技師 A	—	0.74	0.74人																					
			技師 D	—	3.75	3.75人																					

現 行

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表10-2-1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11人	0.04人	0.06人
		技師 A	0.11人	0.04人	0.06人
		技師 B	0.11人	0.04人	0.06人

注 上表A、B、Cは次のとおりである。

- A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合
- B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合
- C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表10-2-2

種 目	単 位	職 種	外 業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04人	0.04人
		技師 A	0.04人	0.04人
		技師 B	0.04人	0.04人

注 上表A、Bは次のとおりである。

- A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合
- B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討とは、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表10-2-3により行うものとする。

改 正 後

(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表10-2-1

種 目	単 位	職 種	外 業		
			A	B	C
現地踏査	件	主任技師	0.11人	0.04人	0.06人
		技師 A	0.11人	0.04人	0.06人
		技師 B	0.11人	0.04人	0.06人

注 上表A、B、Cは次のとおりである。

- A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合
- B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合
- C：明渡裁決申立図書の作成のみ委託する場合

(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表10-2-2

種 目	単 位	職 種	外 業	
			A	B
現地踏査	件	主任技師	0.04人	0.04人
		技師 A	0.04人	0.04人
		技師 B	0.04人	0.04人

注 上表A、Bは次のとおりである。

- A：裁決申請図書の作成と明渡裁決申立図書の作成を同時に委託する場合
- B：裁決申請図書の作成のみ委託する場合

3 資料の整理・検討

資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して、裁決申請書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表10-2-3により行うものとする。

現 行

表10-2-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資 料 の 整 理 ・ 検 討	件	技師 A	—	<u>0.85</u>	<u>0.85人</u>	
		技師 B	—	<u>0.85</u>	<u>0.85人</u>	

4 裁決申請書（案）の作成

裁決申請書（案）の作成とは、法第40条に定める書類（図面の作成を除く。）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表10-2-4によるものとする。

- (1) 裁決申請書（案）本文の作成
- (2) 事業計画書の作成
- (3) 法第40条第1項第2号関係書類の作成（法施行規則第17条第2号イに定める証明書を含む。）
- (4) 法第36条に定める土地調書（案）の作成

表10-2-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁決申請書 （案）の作成	件	主任技師	—	<u>0.27</u>	<u>0.27人</u>	
		技師 A	—	<u>1.68</u>	<u>1.68人</u>	
		技師 B	—	<u>1.68</u>	<u>1.68人</u>	

5 図面の作成

図面の作成とは、起業地の位置を表示する図面、起業地及び事業計画を表示する図面並びに土地調書に添付する実測平面図の作成をいい、直接人件費の積算は、表10-2-5及び表10-2-6により行うものとする。

改 正 後

表10-2-3

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
資 料 の 整 理 ・ 検 討	件	技師 A	—	<u>0.86</u>	<u>0.86人</u>	
		技師 B	—	<u>0.86</u>	<u>0.86人</u>	

注 「件」とは、1件裁決申請書あたり（裁決申請の対象土地の所有者及びその関係人ごとに1申請書を作成するものとする。）をいう。

4 裁決申請書（案）等の作成

裁決申請書（案）等の作成は、法第40条に定める書類（図面の作成を除く。）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、直接人件費の積算は、表10-2-4によるものとする。

- (1) 裁決申請書（案）
- (2) 事業計画書
- (3) 法第40条第1項第2号関係書類
- (4) 法施行規則第17条第2号イに定める書面
- (5) 法施行規則第17条第3号に定める書面
- (6) 法第36条に定める土地調書（案）
- (7) その他必要と認められる書面

表10-2-4

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
裁決申請書 （案） <u>等</u> の作成	件	主任技師	—	<u>0.33</u>	<u>0.33人</u>	
		技師 A	—	<u>1.92</u>	<u>1.92人</u>	
		技師 B	—	<u>1.92</u>	<u>1.92人</u>	

5 図面の作成

図面の作成は、既存の起業地の位置を表示する図面並びに既存の起業地及び事業計画を表示する図面を基に裁決申請書（案）に添付する図面を作成する作業及び既存の実測図を基に土地調書に添付する実測平面図を作成する作業をいい、直接人件費の積算は、表10-2-5及び表10-2-6により行うものとする。

現 行

表10-2-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面、起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.04	0.04人	
		技師 D	—	1.56	1.56人	

注1 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、[一] 事業認定申請図書の作成【相談用資料作成】7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

注2 この場合、歩掛は、小数点第2位までとし、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

表10-2-6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調書添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.02	0.02人	
		技師 D	—	0.06	0.06人	

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成とは、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等を行い、直接人件費の積算は、表10-2-7により行うものとする。

表10-2-7

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.06	0.06人	
		技師 A	—	0.44	0.44人	
		技師 B	—	0.44	0.44人	

改 正 後

表10-2-5

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
起業地の位置を表示する図面、起業地及び事業計画を表示する図面	件	技師 A	—	0.09	0.09人	
		技師 D	—	0.94	0.94人	

注1 直接人件費の積算に当たっては、対象事業及び規模による補正を行うものとし、その補正率は、[一] 事業認定申請図書の作成①相談用資料作成7 対象事業及び規模による補正を適用するものとする。

注2 この場合、歩掛は、小数点第2位までとし、小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

表10-2-6

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
土地調書添付図面の作成	筆	技師 A	—	0.03	0.03人	
		技師 D	—	0.32	0.32人	

注 1 件当たりの直接人件費の積算は、1 裁決申請書に添付する土地調書の筆数とし、次の算式によるものとする。
積算歩掛 = 上表歩掛 × 土地調書記載筆数

6 その他参考図書の作成

その他参考図書の作成は、裁決申請書（案）を補充する資料（協議経過説明書、登記事項証明書（写）等）の作成、編集、調整等を行い、直接人件費の積算は、表10-2-7により行うものとする。

表10-2-7

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考図書の作成	件	主任技師	—	0.14	0.14人	
		技師 A	—	0.52	0.52人	
		技師 B	—	0.52	0.52人	

現 行	改 正 後																																						
<p>[三] 明渡裁決申立図書の作成 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として〔二〕裁決申請図書の作成業務と併せて発注するものとする。 なお、本歩掛により難しい案件の場合は、各項目を適宜補正し、又は別途見積書等を徴収して対応することができるものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の直接人件費の積算は、表10-2-1又は表10-2-2により行うものとする。</p> <p>3 資料の整理・検討 資料の整理・検討とは、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表10-3-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10-3-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">内 業</th> <th style="text-align: center;">計</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">資 料 の 整 理 ・ 検 討</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;"><u>0.42</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.42人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;"><u>0.42</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.42人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。</p> <p>4 明渡裁決申立書（案）の作成 明渡裁決申立書（案）の作成とは、法第47条の3に定める書類（図面の作成を除く。）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-3-2により行うものとする。ただし、物件が存しない場合は、表10-3-3により行うものとする。 (1) 明渡裁決申立書（案）<u>本文の作成</u> (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類の作成（<u>法施行規則第17条の6第1項第1号に定める証明書を含む。</u>）</p>	種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	資 料 の 整 理 ・ 検 討	件	技師 A	-	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>		技師 B	-	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>		<p>[三] 明渡裁決申立図書の作成 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考図書の作成をいい、次の各項目により行うものとし、原則として〔二〕裁決申請図書の作成業務と併せて発注するものとする。 なお、本歩掛により難しい案件の場合は、各項目を適宜補正し、又は別途見積書等を徴収して対応することができるものとする。</p> <p>1 打合せ協議 中間打合せの回数は、1回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。</p> <p>2 現地踏査 現地踏査の直接人件費の積算は、表10-2-1又は表10-2-2により行うものとする。</p> <p>3 資料の整理・検討 資料の整理・検討は、発注者から提供又は貸与される各種の調査等資料の内容を整理・検討して明渡裁決申立書（案）の作成に着手できるようにする作業をいい、直接人件費の積算は、表10-3-1により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10-3-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 目</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">職 種</th> <th style="text-align: center;">外 業</th> <th style="text-align: center;">内 業</th> <th style="text-align: center;">計</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">資 料 の 整 理 ・ 検 討</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">件</td> <td style="text-align: center;">技師 A</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;"><u>0.46</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.46人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">技師 B</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;"><u>0.46</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.46人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。</p> <p>4 明渡裁決申立書（案）等の作成 明渡裁決申立書（案）<u>等</u>の作成は、法第47条の3に定める書類（図面の作成を除く。）の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表10-3-2により行うものとする。ただし、物件が存しない場合は、表10-3-3により行うものとする。 (1) 明渡裁決申立書（案） (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類の作成 (3) <u>法施行規則第17条の6第1項第1号に定める書面</u> (4) <u>法施行規則第17条の6第1項第2号に定める書面</u></p>	種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	資 料 の 整 理 ・ 検 討	件	技師 A	-	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>		技師 B	-	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>	
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																	
資 料 の 整 理 ・ 検 討	件	技師 A	-	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>																																		
		技師 B	-	<u>0.42</u>	<u>0.42人</u>																																		
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																	
資 料 の 整 理 ・ 検 討	件	技師 A	-	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>																																		
		技師 B	-	<u>0.46</u>	<u>0.46人</u>																																		

現 行	改 正 後																																																																																																																																																
<p><u>(3)</u> 法第36条に定める物件調書（案）<u>の作成</u></p> <p>(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表10-3-2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">明渡裁決申立書 (案) の作成</td> <td rowspan="3">件</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.31</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.31人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>1.84</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.84人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>1.84</u></td> <td style="text-align: right;"><u>1.84人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表10-3-3</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">明渡裁決申立書 (案) の作成</td> <td rowspan="3">件</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.04</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.04人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.14</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.14人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.14</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.14人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 図面の作成 図面の作成とは、物件が存する場合に物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表10-3-4により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10-3-4</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">図面の作成</td> <td rowspan="3">件</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.08</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.08人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.56</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.56人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.56</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.56人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	明渡裁決申立書 (案) の作成	件	主任技師	—	<u>0.31</u>	<u>0.31人</u>		技師 A	—	<u>1.84</u>	<u>1.84人</u>		技師 B	—	<u>1.84</u>	<u>1.84人</u>		種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	明渡裁決申立書 (案) の作成	件	主任技師	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>		技師 A	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>		技師 B	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>		種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	図面の作成	件	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>		技師 A	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>		技師 B	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>		<p><u>(5)</u> 法第36条に定める物件調書（案） <u>(6) その他必要と認められる書面</u></p> <p>(裁決申請の予定地に物件が存する場合) 表10-3-2</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">明渡裁決申立書 (案) <u>等</u> の作成</td> <td rowspan="3">件</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.50</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.50人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>2.28</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2.28人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>2.28</u></td> <td style="text-align: right;"><u>2.28人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(裁決申請の予定地に物件が存しない場合) 表10-3-3</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">明渡裁決申立書 (案) <u>等</u> の作成</td> <td rowspan="3">件</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.08</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.08人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.21</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.21人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.21</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.21人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>5 図面の作成 図面の作成は、物件が存する場合に<u>既存の図面を基に</u>物件調書に添付する図面として、物件の種類に応じて建物平面図、建物、工作物、立竹木等の配置図等を作成することをいい、直接人件費の積算は、表10-3-4により行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">表10-3-4</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>単 位</th> <th>職 種</th> <th>外 業</th> <th>内 業</th> <th>計</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">図面の作成</td> <td rowspan="3">件</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.13</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.13人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.68</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.68人</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>—</td> <td style="text-align: right;"><u>0.68</u></td> <td style="text-align: right;"><u>0.68人</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	明渡裁決申立書 (案) <u>等</u> の作成	件	主任技師	—	<u>0.50</u>	<u>0.50人</u>		技師 A	—	<u>2.28</u>	<u>2.28人</u>		技師 B	—	<u>2.28</u>	<u>2.28人</u>		種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	明渡裁決申立書 (案) <u>等</u> の作成	件	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>		技師 A	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>		技師 B	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>		種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	図面の作成	件	主任技師	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>		技師 A	—	<u>0.68</u>	<u>0.68人</u>		技師 B	—	<u>0.68</u>	<u>0.68人</u>	
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																											
明渡裁決申立書 (案) の作成	件	主任技師	—	<u>0.31</u>	<u>0.31人</u>																																																																																																																																												
		技師 A	—	<u>1.84</u>	<u>1.84人</u>																																																																																																																																												
		技師 B	—	<u>1.84</u>	<u>1.84人</u>																																																																																																																																												
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																											
明渡裁決申立書 (案) の作成	件	主任技師	—	<u>0.04</u>	<u>0.04人</u>																																																																																																																																												
		技師 A	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>																																																																																																																																												
		技師 B	—	<u>0.14</u>	<u>0.14人</u>																																																																																																																																												
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																											
図面の作成	件	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>																																																																																																																																												
		技師 A	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>																																																																																																																																												
		技師 B	—	<u>0.56</u>	<u>0.56人</u>																																																																																																																																												
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																											
明渡裁決申立書 (案) <u>等</u> の作成	件	主任技師	—	<u>0.50</u>	<u>0.50人</u>																																																																																																																																												
		技師 A	—	<u>2.28</u>	<u>2.28人</u>																																																																																																																																												
		技師 B	—	<u>2.28</u>	<u>2.28人</u>																																																																																																																																												
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																											
明渡裁決申立書 (案) <u>等</u> の作成	件	主任技師	—	<u>0.08</u>	<u>0.08人</u>																																																																																																																																												
		技師 A	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>																																																																																																																																												
		技師 B	—	<u>0.21</u>	<u>0.21人</u>																																																																																																																																												
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考																																																																																																																																											
図面の作成	件	主任技師	—	<u>0.13</u>	<u>0.13人</u>																																																																																																																																												
		技師 A	—	<u>0.68</u>	<u>0.68人</u>																																																																																																																																												
		技師 B	—	<u>0.68</u>	<u>0.68人</u>																																																																																																																																												

現 行							改 正 後						
6 その他参考図書の作成 その他参考図書の作成とは、明渡裁決申立書（案）を補充する資料（協議経過説明書等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表10-3-5により行うものとする。							6 その他参考図書の作成 その他参考図書の作成は、明渡裁決申立書（案）を補充する資料（協議経過説明書等）の作成、編集、調整等をいい、直接人件費の積算は、表10-3-5により行うものとする。						
表10-3-5							表10-3-5						
種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
その他参考 図書の作成	件	主任技師	—	<u>0.02</u>	<u>0.02人</u>		その他参考 図書の作成	件	主任技師	—	<u>0.05</u>	<u>0.05人</u>	
		技師 A	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>				技師 A	—	<u>0.17</u>	<u>0.17人</u>	
		技師 B	—	<u>0.10</u>	<u>0.10人</u>				技師 B	—	<u>0.17</u>	<u>0.17人</u>	
							<u>注 物件が存しない場合は、当費用は計上しないものとする。</u>						

